

# 兵庫県公報

平成22年4月13日 火曜日 第2174号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 明石市の区域内における町の区域変更（市町振興課）	1
○ 西宮市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定の取消し（社会援護課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 町営土地改良事業の施行同意（同）	3
○ 町営土地改良事業の計画変更同意（同）	4
○ 平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部改正（農産園芸課）	4
○ 平成22年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別防除、地上散布）（豊かな森づくり課）	5
○ 保安林の指定予定（同）	5
○ 保安林の指定の予定通知（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水質課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	15
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	15
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	23
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	24
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（東播磨県民局）	24
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示	25
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	26
○ 落札者等の公示	28

## 告 示

### 兵庫県告示第443号

明石市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年4月30日からその効力を生ずるものとする。

平成22年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
林1丁目	929の1 929の3から929の7まで	船上町

備考 地番は、平成22年1月5日現在の地番である。

~~~~~

**兵庫県告示第444号**

西宮市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西宮市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年4月20日からその効力を生ずるものとする。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 変 更 前      |       |               | 変 更 後       |
|------------|-------|---------------|-------------|
| 大 字        | 字     | 地 番           | 町           |
| 山口町上<br>山口 | 源 六 谷 | 1327の1 1328の3 | すみれ台2<br>丁目 |
|            | 泥 ン 坊 | 2211の1 2211の2 |             |

備考 地番は、平成22年1月12日現在の地番である。



**兵庫県告示第445号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関の指定を取り消した。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定を取り消した指定医療機関

| 名 称  | 所在地              | 開設者     | 取消年月日       |
|------|------------------|---------|-------------|
| 衣笠医院 | 加古川市別府町新野辺1259-1 | 衣 笠 孝 士 | 平成22年 4月 1日 |



**兵庫県告示第446号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**神戸市長尾土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 善 入 太嘉弘 | 神戸市北区長尾町上津1607番地  |
| 同     | 三 谷 恭 三 | 同 市同区长尾町上津3124番地  |
| 同     | 石 井 明   | 同 市同区长尾町上津421番地   |
| 同     | 石 井 静 夫 | 同 市同区长尾町上津2548番地  |
| 同     | 北 治 一   | 同 市同区长尾町上津538番地   |
| 同     | 辻 井 隆   | 同 市同区长尾町上津933番地   |
| 同     | 林 弘     | 同 市同区长尾町上津2181番地  |
| 同     | 田 中 進   | 同 市同区长尾町上津3019番地  |
| 同     | 上 垣 清   | 同 市同区长尾町宅原726番地   |
| 同     | 上 元 登   | 同 市同区长尾町宅原2211番地  |
| 同     | 岡 格     | 同 市同区长尾町宅原1230番地  |
| 同     | 岡 直 巳   | 同 市同区长尾町宅原2050番地  |
| 同     | 勝 山 茂   | 同 市同区长尾町宅原194番地の2 |
| 同     | 谷 口 良 雄 | 同 市同区长尾町宅原683番地   |

|    |    |     |   |                  |
|----|----|-----|---|------------------|
| 同  | 辻  | 健治郎 | 同 | 市同区長尾町上津3660番地の2 |
| 同  | 春井 | 健   | 同 | 市同区長尾町宅原565番地    |
| 同  | 春井 | 幹夫  | 同 | 市同区長尾町宅原676番地    |
| 同  | 山本 | 正之  | 同 | 市同区長尾町宅原1804番地   |
| 同  | 山中 | 清行  | 同 | 市同区長尾町宅原72番地     |
| 同  | 山中 | 千春  | 同 | 市同区長尾町宅原1249番地   |
| 同  | 石井 | 孝雄  | 同 | 市同区大沢町日西原770番地   |
| 監事 | 内垣 | 恵補  | 同 | 市同区長尾町宅原247番地の4  |

就任役員

役員区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

善入 太嘉弘

三谷 恭三

北 治 一

石井 静 夫

辻井 隆

林 弘

田中 進

上垣 清

上元 登

岡 格

勝山 茂

谷口 良雄

春井 健

春井 幹夫

山本 正之

山中 清行

山中 千春

内垣 恵補

辻 健治郎

住所

神戸市北区長尾町上津1607番地

同 市同区長尾町上津3124番地

同 市同区長尾町上津538番地

同 市同区長尾町上津2548番地

同 市同区長尾町上津933番地

同 市同区長尾町上津2181番地

同 市同区長尾町上津3019番地

同 市同区長尾町宅原726番地

同 市同区長尾町宅原2211番地

同 市同区長尾町宅原1230番地

同 市同区長尾町宅原194番地の2

同 市同区長尾町宅原683番地

同 市同区長尾町宅原565番地

同 市同区長尾町宅原676番地

同 市同区長尾町宅原1804番地

同 市同区長尾町宅原72番地

同 市同区長尾町宅原1249番地

同 市同区長尾町宅原247番地の4

同 市同区長尾町上津3660番地の2



兵庫県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称   | 認可年月日       |
|------------|-------------|
| 神戸市八多土地改良区 | 平成22年 3月25日 |
| 神戸市長尾土地改良区 | 同 上         |



兵庫県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

|      |          |      |             |
|------|----------|------|-------------|
| 町の名称 | 事業名      | 地区名  | 同意年月日       |
| 多可町  | ため池等整備事業 | 南池地区 | 平成22年 3月26日 |



**兵庫県告示第449号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

|      |          |       |             |
|------|----------|-------|-------------|
| 町の名称 | 事業名      | 地区名   | 同意年月日       |
| 市川町  | 基盤整備促進事業 | 南小畑地区 | 平成22年 3月30日 |



**兵庫県告示第450号**

平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表を次のように改める。

| 作物名 | 奨励品種等の区分 | 種類    | 品種名                          |
|-----|----------|-------|------------------------------|
| 水稲  | 基幹奨励品種   | 水稲うるち | ヒノヒカリ、キヌヒカリ、コシヒカリ            |
|     | 特定奨励品種   | 水稲うるち | どんとこい、日本晴、五百万石、兵庫北錦、兵庫夢錦、山田錦 |
|     |          | 水稲もち  | ヤマフクモチ、はりまもち                 |
|     | 認定品種     | 水稲うるち | きぬむすめ                        |
| 麦類  | 基幹奨励品種   | 小麦    | シロガネコムギ                      |
|     | 特定奨励品種   | 六条大麦  | シュンライ                        |
|     | 認定品種     | 小麦    | ふくほのか                        |
| 大豆  | 基幹奨励品種   | 白大豆   | サチユタカ                        |
|     | 認定品種     | 白大豆   | 夢さよう                         |

（注） 基幹奨励品種とは、品質、収量性及び栽培性ともに優秀であり、かつ、広域適応性が高いため、県が普及を促進する必要があると認める品種をいう。

特定奨励品種とは、品質、収量性及び栽培性に優れているが広域適応性が高いとは認められないため、特定の地域、特定の用途又は契約栽培に適するものとして、基幹奨励品種に準じて県が普及を促進する品種をいう。

認定品種とは、基幹奨励品種及び特定奨励品種に準ずる収量性及び栽培性を有するが、品質、適応地域の範囲又は市場性に未確定の事項があるため、暫定的に県が普及する品種をいう。



**兵庫県告示第451号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成22年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

**1 区域及び期間****(1) 区域**

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町、神崎郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**(2) 期間**

ア 1(1)アの区域

平成22年5月26日から同年7月5日まで

イ 1(1)イの区域

平成22年5月26日から同年6月20日まで

**2 森林病虫害等の種類**

松くい虫

**3 行うべき措置の内容**

1(1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1(1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

**4 命令をしようとする理由**

1(1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

**5 その他必要な事項****(1) 1(1)アの区域**

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

**(2) 1(1)イの区域**

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書をその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

**兵庫県告示第452号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成22年4月13日

兵庫県知事 井戸敏三

**1 保安林予定森林の所在場所**

神崎郡神河町長谷字奥林1606の7、1606の10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第453号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町中竹田字長谷6227の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第454号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び同法第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社東芝姫路工場

姫路市余部区上余部50番地

工場長 張 替 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社東芝姫路工場太子分工場

揖保郡太子町鶴300番地

## (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能 力	ウエハー300枚/日			ウエハー700枚/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3~5	3~5	4~6	4~6	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2	3	2	3	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2	3	2	3	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	7	10	7	10	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	52	65	—	—	
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	39	49	—	—	
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	51	64	250	310	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	52	65	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	72	72	1	1		

備考 この他、27号イ ろ過施設5基の使用方法を変更する。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)	
ウエハー50ロット/日		ウエハー2ロット/日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	通常	最大	通常
4～6	4～6	2～4	2～4
6	10	2	3
7	10	2	3
7	10	10	15
0.01	0.013	—	—
—	—	—	—
0.38	0.48	—	—
0.01	0.013	—	—
36	36	48	48



(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	#414A排水処理施設（排水系）							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型	式	栗田工業製				同 左			
構	造	鉄筋コンクリート製				同 左			
主	要	原水槽 11.4m×12.6m×3.7m、沈殿槽 直径11m×3.5m、脱窒硝化槽 4.5m×28.3m×6.5m、放流槽 3.8m×8m×3.7m				同 左			
能	力	2,160m <sup>3</sup> /日				同 左			
汚	水	中和+凝集沈殿+活性炭ろ過				同 左			
工	事	既 設				同 左			
工	事	既 設				同 左			
使	用	—				許可後			
使	用	24時間連続				同 左			
使	用	な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2~ 5	2~ 5	7~ 8	7~ 8	2~ 5	2~ 5	7~ 8	7~ 8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8	15	5	9	8	15	5	9
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	17	6	9	11	17	7	9
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	6	10	4	7	6	10	4	7
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	29	36	20	25	30	37	20	25
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	10	12	0.2	0.3	10	13	0.2	0.3
	鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	0.03	0.04	0.01 未満	0.01 未満	0.02	0.03	0.01 未満	0.01 未満
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	53	69	4	7	53	68	4	7	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日)	2,827	2,827	1,475	1,475	2,160	2,160	1,348	1,348	

#414B排水処理施設（排水系）				#407排水処理施設											
変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後									
栗田工業製				同 左											
鋼板・鉄筋コンクリート製				同 左											
原水槽 5.5m×4.5m×3.5m、硝化槽 9.1m×6.95m×3m、一次反応槽 5.05m×2m×3.5m、ろ過塔 直径1.6m×3m				同 左											
1,056m <sup>3</sup> /日				2,880m <sup>3</sup> /日											
中和+凝集沈殿+生物処理+CO <sub>2</sub> 処理				接触酸化+2段凝集沈殿											
同 左				同 左											
同 左				同 左											
—				許可後											
同 左				同 左											
同 左				同 左											
処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
3~6	3~6	7~8	7~8	3~6	3~6	7~8	7~8	3~5	3~5	6~8	6~8	3~5	3~5	6~8	6~8
6	10	6	9	6	9	6	9	6	10	4	5	6	11	4	5
7	11	7	9	7	9	7	9	7	11	4	5	8	12	4	5
21	31	5	10	21	30	5	10	5	7	4	5	6	10	4	5
54	65	20	25	52	62	20	25	25	30	15	20	30	36	19	30
23	26	0.1	0.2	23	27	0.1	0.2	6	7	0.1	0.1	11	13	0.2	0.5
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
70	84	2	3	68	80	2	3	30	37	4	6	33	42	4	6
600	600	600	600	584	584	584	584	2,425	2,425	2,425	2,425	2,088	2,088	2,088	2,088

(5) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2	No. 1	No. 2
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	3,850	3,850	3,480	3,480
	最 大	5,500	5,500	5,130	5,130
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6～8	6～8	6～8	6～8
	最 大	6～8	6～8	6～8	6～8
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	9	9	9	9
	最 大	10	10	10	10
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	6	6	6	6
	最 大	10	10	10	10
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	11	11	11	11
	最 大	15	15	15	15
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	14	14	15	15
	最 大	18	18	18	18
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.3	0.3	0.3	0.3
	最 大	0.4	0.4	0.4	0.4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1	1	1	1
	最 大	1.5	1.5	1.5	1.5
鉛 及 び そ の 化 合 物 (単位 mg/L)	通 常	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	最 大	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	0.5	0.5	0.5	0.5
	最 大	1	1	1	1
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通 常	2	2	2	2
	最 大	2.3	2.3	2.3	2.3
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	通 常	7	7	7	7
	最 大	12	12	12	12

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年4月13日から同年5月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



**兵庫県告示第455号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号  
明石事務所長 岡 本 望
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
川崎重工業株式会社明石工場  
明石市川崎町1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	600個/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8	8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10未満	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2未満	2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		4	6

備考 汚水等の再利用水量を増加させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年4月13日から同年5月6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第456号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

所長 島 田 哲 成

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友電気工業株式会社伊丹製作所

伊丹市昆陽北1丁目1番1号

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	3 m <sup>3</sup> /分		部品 4 枚/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後 2 日		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		8時30分～17時30分 9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	10～11	14	2～10	1～14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5以下	5	40以下	40
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	50以下	50
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20以下	20	70以下	70
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	セレン及びその化合物 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.001以下	0.3	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1.2以下	1.2	1.5以下	1.5
亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0	0.04	2 L/月	4 L/月

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 4月13日から同年 5月 6日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び伊丹市市民部環境保全課



**兵庫県告示第457号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年4月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年4月13日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 池 田 線	尼崎市塚口本町1丁目1354番1から 同 市塚口本町1丁目181番3まで	旧	23.0から 24.0まで	20.0	
	尼崎市塚口本町1丁目1354番1から 同 市塚口本町1丁目181番1まで	新	23.0から 36.0まで	20.0	
県道 西 宮 豊 中 線	尼崎市塚口本町7丁目180番30から 同 市塚口本町7丁目405番2まで	旧	23.0から 24.0まで	20.0	
	尼崎市塚口本町7丁目180番26から 同 市塚口本町7丁目405番2まで	新	23.0から 36.0まで	20.0	



**兵庫県告示第458号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成22年4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
砥堀(1) I (102010249)	姫路市砥堀（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
砥堀(2) I (102010250)	姫路市砥堀（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
砥堀(3) I (102010251)	姫路市砥堀（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
砥堀(4) I (102010252)	姫路市砥堀（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
保城 I (102010253)	姫路市保城（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
白国(1) I (102010254)	姫路市白国四丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
白国(2) I (102010255)	姫路市白国三丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
白国(3) I (102010256)	姫路市白国三丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
白国(4) I (102010257)	姫路市白国五丁目（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊

北平野(1) I (102010258)	姫路市北平野五丁目 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
大寿台(1) I (102010259)	姫路市大寿台二丁目 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
上大野(1) I (102010260)	姫路市上大野一丁目 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
八代緑ヶ丘町 I (102010261)	姫路市八代緑ヶ丘町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
新在家本町(1) I (102010262)	姫路市新在家本町五丁目 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
山野井(1) I (102010263)	姫路市山野井町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡町(1) I (102010264)	姫路市岡町 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
岡町(2) I (102010265)	姫路市岩端町 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
薬師山 I (102010266)	姫路市山畑新田 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
龍野町(1) I (102010267)	姫路市龍野町六丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
龍野町(2) I (102010268)	姫路市龍野町六丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
山畑新田(1) I (102010269)	姫路市車崎一丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
山畑新田(2) I (102010270)	姫路市山畑新田 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩端町(1) I (102010271)	姫路市岩端町 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
今宿(1) I (102010272)	姫路市神子岡前三丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立北(1) I (102010273)	姫路市御立北一丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立東(1)(1) I (102010274)	姫路市御立東三丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立東(2)(1) I (102010275)	姫路市御立東六丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立(1) I (102010276)	姫路市御立一丁目 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立(2) I (102010277)	姫路市御立三丁目 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
山吹(1) I (102010278)	姫路市山吹二丁目 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤ヶ台(1) I (102010279)	姫路市藤ヶ台 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊



上手野 I (102010280)	姫路市上手野 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(1) I (102010281)	姫路市下手野四丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
東坂 I (102010282)	姫路市書写 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
西坂(1) I (102010283)	姫路市書写 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
西坂(2) I (102010284)	姫路市書写 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写(1) I (102010285)	姫路市書写 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
西坂(3) I (102010286)	姫路市書写 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(1) I (102010287)	姫路市菅生台 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写台(1) I (102010288)	姫路市書写台二丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写台(2) I (102010289)	姫路市書写三丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写(2) I (102010290)	姫路市書写 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西 I (102010291)	姫路市川西 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
北平野(2) I (102010292)	姫路市北平野六丁目 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
大寿台(2) I (102010293)	姫路市大寿台二丁目 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(1) I (102010294)	姫路市北新在家二丁目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
新在家本町(2) I (102010295)	姫路市新在家本町六丁目 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
新在家本町(3) I (102010296)	姫路市新在家本町六丁目 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
田寺東(1) I (102010297)	姫路市田寺東一丁目 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤ヶ台(2) I (102010298)	姫路市藤ヶ台 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁豊野 I (102010299)	姫路市仁豊野 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
広嶺山 I (102010300)	姫路市広嶺山 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
北平野(3) I (102010301)	姫路市北平野四丁目 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊

奥垣内(1) I (102010302)	姫路市北平野奥垣内 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥垣内(2) I (102010303)	姫路市北平野奥垣内 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立東(3) I (102010304)	姫路市御立東六丁目 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
上大野(2) I (102010305)	姫路市上大野七丁目 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立東(4) I (102010306)	姫路市御立中二丁目 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立北(2) I (102010307)	姫路市御立北二丁目 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立北(3) I (102010308)	姫路市御立北二丁目 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写(3) I (102010309)	姫路市書写 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立北(4) I (102010310)	姫路市御立北二丁目 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写(4) I (102010311)	姫路市書写 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写(5) I (102010312)	姫路市書写 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(2) I (102010313)	姫路市菅生台 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(3) I (102010314)	姫路市菅生台 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(4) I (102010315)	姫路市菅生台 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(5) I (102010316)	姫路市菅生台 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(6) I (102010317)	姫路市菅生台 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅生台(7) I (102010318)	姫路市六角 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
六角 I (102010319)	姫路市六角 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
田井台 I (102010320)	姫路市飾西 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
山吹(2) I (102010321)	姫路市山吹二丁目 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(2) I (102010322)	姫路市下手野五丁目 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
西今宿(1) I (102010323)	姫路市西今宿六丁目 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊

西今宿(2) I (102010324)	姫路市西今宿六丁目 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
今宿(3) I (102010325)	姫路市神子岡前三丁目 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
今宿(4) I (102010326)	姫路市神子岡前三丁目 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
景福寺前 I (102010327)	姫路市景福寺前 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
山野井(2) I (102010328)	姫路市山野井町 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
北平野台町(1) I (102010329)	姫路市北平野台町 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
北平野台町(2) I (102010330)	姫路市北平野台町 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
田寺東(2) I (102010331)	姫路市田寺東四丁目 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
田寺東(3) I (102010332)	姫路市田寺東一丁目 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
田寺東(4) I (102010333)	姫路市田寺東一丁目 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
田寺山手町 I (102010334)	姫路市田寺山手町 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(2) I (102010335)	姫路市北新在家二丁目 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
辻井 I (102010336)	姫路市辻井八丁目 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(3) I (102010337)	姫路市北新在家二丁目 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
北新在家(4) I (102010338)	姫路市北新在家二丁目 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
城北新町(1) I (102010339)	姫路市城北新町三丁目 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
城北新町(2) I (102010340)	姫路市城北新町三丁目 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
城北本町 I (102010341)	姫路市八代宮前町 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊
東辻井 I (102010342)	姫路市辻井九丁目 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
西延末 I (102010343)	姫路市西延末 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
延末(1) I (102010344)	姫路市延末 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
延末(2) I (102010345)	姫路市延末 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊

西大寿台 I (102010346)	姫路市西大寿台 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立東(1)(2) I (102010347)	姫路市御立東二丁目 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写 I (102010348)	姫路市書写台二丁目 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
岩端町(2) I (102010349)	姫路市岩端町 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
上大野 I (102010350)	姫路市上大野七丁目 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
西今宿 I (102010351)	姫路市西今宿六丁目 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
古三昧 II (102010352)	姫路市山畑新田 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
下手野(1) II (102010353)	姫路市下手野二丁目 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
砥堀 II (102010354)	姫路市砥堀 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
白国(1) II (102010355)	姫路市白国三丁目 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
白国(2) II (102010356)	姫路市白国四丁目 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
広嶺山 II (102010357)	姫路市広嶺山 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立中 II (102010358)	姫路市御立中六丁目 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立北 II (102010359)	姫路市御立北一丁目 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
東坂(1) II (102010360)	姫路市書写 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
東坂(2) II (102010361)	姫路市書写 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写 II (102010362)	姫路市書写 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
書写台 II (102010363)	姫路市書写台一丁目 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
砥堀 III (102010364)	姫路市砥堀 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
御立北(2) III (102010365)	姫路市御立北三丁目 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
松山(1) III (102010366)	姫路市林田町松山 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
松山(2) III (102010367)	姫路市林田町松山 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊

本村Ⅲ (102010368)	姫路市林田町松山 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
松山(3)Ⅲ (102010369)	姫路市林田町松山 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷Ⅲ (102010370)	姫路市林田町六九谷 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田Ⅲ (102010371)	姫路市林田町山田 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
六九谷(1)Ⅲ (102010372)	姫路市林田町六九谷 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
大堤(1)Ⅲ (102010373)	姫路市林田町大堤 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
大堤(2)Ⅲ (102010374)	姫路市林田町大堤 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
六九谷(2)Ⅲ (102010375)	姫路市林田町六九谷 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
上構Ⅲ (102010376)	姫路市林田町六九谷 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
下伊勢(1)Ⅲ (102010377)	姫路市林田町下伊勢 (別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
下伊勢(2)Ⅲ (102010378)	姫路市林田町下伊勢 (別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
相野Ⅲ (102010379)	姫路市相野 (別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(1)Ⅲ (102010380)	姫路市飾西 (別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
飾西(2)Ⅲ (102010381)	姫路市飾西 (別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
六角Ⅲ (102010382)	姫路市打越 (別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西(1)Ⅲ (102010383)	姫路市打越 (別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
川西(2)Ⅲ (102010384)	姫路市川西 (別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
新在家本町Ⅲ (102010385)	姫路市辻井九丁目 (別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
毛野川Ⅰ (202010119)	姫路市六角 (別図138のとおり)	土石流
菅生川Ⅰ (202010120)	姫路市菅生台 (別図139のとおり)	土石流
書写台三Ⅰ (202010121)	姫路市書写台二丁目 (別図140のとおり)	土石流
円教川Ⅰ (202010122)	姫路市書写 (別図141のとおり)	土石流

円教川第2 I (202010123)	姫路市書写 (別図142のとおり)	土石流
西坂谷川 I (202010124)	姫路市書写 (別図143のとおり)	土石流
東坂谷川 I (202010125)	姫路市書写 (別図144のとおり)	土石流
東坂谷川左支溪 I (202010126)	姫路市書写 (別図145のとおり)	土石流
東坂谷川第2 I (202010127)	姫路市書写 (別図146のとおり)	土石流
北山川 I (202010128)	姫路市御立北二丁目 (別図147のとおり)	土石流
北山川第2 I (202010129)	姫路市御立北二丁目 (別図148のとおり)	土石流
御立川 I (202010130)	姫路市御立東五丁目 (別図149のとおり)	土石流
田寺北谷 I (202010131)	姫路市田寺東一丁目 (別図150のとおり)	土石流
田寺 I (202010132)	姫路市田寺山手町 (別図151のとおり)	土石流
大野川 I (202010133)	姫路市上大野七丁目 (別図152のとおり)	土石流
上大野 I (202010134)	姫路市上大野七丁目 (別図153のとおり)	土石流
大野東川 I (202010135)	姫路市上大野七丁目 (別図154のとおり)	土石流
奥平野川右支溪 I (202010136)	姫路市北平野奥垣内 (別図155のとおり)	土石流
奥平野川 I (202010137)	姫路市北平野奥垣内 (別図156のとおり)	土石流
奥平野川左支溪 I (202010138)	姫路市北平野奥垣内 (別図157のとおり)	土石流
白国西川 I (202010139)	姫路市白国五丁目 (別図158のとおり)	土石流
白国川 I (202010140)	姫路市白国五丁目 (別図159のとおり)	土石流
白国川第2 I (202010141)	姫路市白国四丁目 (別図160のとおり)	土石流
増位川 I (202010142)	姫路市白国三丁目 (別図161のとおり)	土石流
増位川第2 I (202010143)	姫路市白国三丁目 (別図162のとおり)	土石流
磯塚谷川 I (202010144)	姫路市保城 (別図163のとおり)	土石流

磯塚谷川第2 I (202010145)	姫路市砥堀 (別図164のとおり)	土石流
砥堀川 I (202010146)	姫路市砥堀 (別図165のとおり)	土石流
砥堀川第2 I (202010147)	姫路市砥堀 (別図166のとおり)	土石流
梅ヶ谷川 I (202010148)	姫路市梅ヶ谷町 (別図167のとおり)	土石流
新在家本町六 I (202010149)	姫路市新在家本町六丁目 (別図168のとおり)	土石流
地嶽谷 I (202010150)	姫路市新在家本町六丁目 (別図169のとおり)	土石流
小坂山川 I (202010151)	姫路市仁豊野 (別図170のとおり)	土石流
弥高谷 I (202010152)	姫路市砥堀 (別図171のとおり)	土石流
砥堀奥谷 I (202010153)	姫路市砥堀 (別図172のとおり)	土石流
寒法寺川 II (202010154)	姫路市書写 (別図173のとおり)	土石流
西大寿台川 II (202010155)	姫路市御立北三丁目 (別図174のとおり)	土石流
御立東川 II (202010156)	姫路市御立東五丁目 (別図175のとおり)	土石流
大寿台南川 II (202010157)	姫路市上大野三丁目 (別図176のとおり)	土石流
大野川支流 II (202010158)	姫路市梅ヶ谷町 (別図177のとおり)	土石流
大谷川 II (202010159)	姫路市砥堀 (別図178のとおり)	土石流
西庄北 III (202010160)	姫路市西庄 (別図179のとおり)	土石流

(別図 1 から別図179までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



#### 兵庫県告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
神戸国際港都建設計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
神戸市西区伊川谷潤和
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
平成22年 4月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び神戸市都市計画総局計画部計画課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 4月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町生石字二反田43番 2  
同市阿弥陀町生石字宮ノ下52番 2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島 2 番地  
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊 藤 勝 之
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成21年11月19日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－9号（21高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市野村町字上ノ段1790番650
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市社字宮の下1183－2  
S I E N A HOME株式会社 代表取締役 西 川 裕
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成22年 3月30日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－9－2号（21西脇）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市北条町北条字494番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市王子町882番地  
板井建設株式会社 代表取締役 板 井 敏
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成22年 3月25日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－4－2号（21加西）



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 4月13日

東播磨県民局長 宮 野 敏 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）オークワ加古川店



所在地 加古川市野口町良野844番1ほか

## 2 加古川市から聴取した意見の概要

### (1) 騒音について

近隣住宅地における等価騒音は環境基準を満たしているため問題ないと考えられるが、一部の敷地境界において規制基準を超過する予測であるため、苦情があれば対策が必要である。

### (2) 屋外広告物について

良好な景観又は風致を維持するため、10平方メートルを超える広告物がある場合は、加古川市へ兵庫県屋外広告物条例に基づく手続が必要である。

### (3) 近隣小中学校児童生徒の登下校時の安全確保について

店舗付近の道路は、近隣小中学校児童生徒の通学路となっているため、登下校時の交通安全確保には十分配慮すること。

## 3 意見の縦覧場所及び縦覧期間等

### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

### (2) 縦覧期間

平成22年4月13日から1月間

## 企 業 庁 公 告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年4月13日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

## 1 落札に係る物品の名称及び数量

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 次亜塩素酸ナトリウム       | 1,533,000キログラム |
| (2) ポリ塩化アルミニウム       | 4,521,000キログラム |
| (3) ドライ粉末活性炭（5%WE T） | 473,000キログラム   |
| (4) 粉末活性炭（50%WE T）   | 102,000キログラム   |
| (5) 液体苛性ソーダ          | 229,000キログラム   |

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 3 落札者を決定した日

平成22年3月25日

## 4 落札者の名称及び住所

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 網干産業株式会社   | 姫路市大津区吉美661番地     |
| (2) 双和化学産業株式会社 | 神戸市兵庫区芦原通1丁目2番26号 |
| (3) 双和化学産業株式会社 | 神戸市兵庫区芦原通1丁目2番26号 |
| (4) 株式会社ダイネン産業 | 姫路市飾磨区中島3001番地    |
| (5) 大和薬品株式会社   | 姫路市北条口1丁目59       |

## 5 落札金額

- |                                 |
|---------------------------------|
| (1) 49円80銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |
| (2) 15円39銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |
| (3) 173円（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）   |
| (4) 108円（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）   |
| (5) 17円90銭（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。） |

## 6 契約の相手方を決定した手続

- |            |
|------------|
| (1) 一般競争入札 |
| (2) 一般競争入札 |
| (3) 一般競争入札 |
| (4) 一般競争入札 |

- (5) 一般競争入札  
7 入札公告をした日  
平成22年2月12日

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年4月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂 明

#### 1 契約方法

下記2の(1)に示す路側固定式道路標識材料についてそれぞれの年間単価契約とする。

#### 2 調達内容

##### (1) 購入物品及び購入予定数量

路側固定式道路標識材料

ア 標識板 11,425枚 (取付金具等及び搬送費を含む。)

イ 補助板 2,733枚 ( 同 上 )

ウ 支柱等 10,244本 (付属品等及び搬送費を含む。)

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び製品仕様書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期限

契約の日から平成23年3月31日(木)まで

発注の日から30日以内

##### (4) 納入場所

兵庫県警察本部及び兵庫県下48警察署

##### (5) 納入回数

契約期間内に約6回(緊急発注にも対応できること。)

##### (6) 入札の方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 3 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部会計課施設係 担当 若林

電話 (078) 341-7441 内線 2295

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年4月13日(火)から同月27日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札、開札の日時及び場所

平成22年5月25日（火）午後2時から 兵庫県警察本部別館8階 会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成22年5月18日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に2の(1)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年5月18日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（落札価格に2の(1)の各数量を乗じて得た額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に要求される義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び製品仕様書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類を、入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書及び製品仕様書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を、平成22年4月27日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成22年5月31日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合（談合）その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ及びオに違反し無効となったもの以外のもの

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び製品仕様書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Akira Saka, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Material for road sign plate approx. 11,425  
(include metal fixtures and delivery charge)

② Material for supplemental road sign approx. 2,733  
(same above)

③ Material for road sign pole approx. 10,244  
(include attachments and delivery charge)

(3) Delivery period :

From the date of contract to March 31, 2011  
(within 30days from the date of order)

(4) Delivery places :

Hyogo Prefectural Police H. Q. and 48 Police Stations

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 April 27, 2010

(6) Deadline for tender :

14:00 May 25, 2010

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Wakabayashi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.  
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext 2295



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年 4月13日

契約担当者

兵庫県警察本部長 坂

明

1 平成22年度兵庫県警察本部車両用燃料の単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

- ア レギュラーガソリン 予定数量 105万リットル
- イ ハイオクガソリン 予定数量 73万リットル
- ウ 軽油 予定数量 5万リットル

(2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

平成22年 2月24日

(4) 落札者の名称及び住所

伊丹産業株式会社 伊丹市中央5-5-10

(5) 落札金額（消費税額を除く。）

- ア レギュラーガソリン 1リットル 118円40銭
- イ ハイオクガソリン 1リットル 128円40銭
- ウ 軽油 1リットル 97円20銭

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 入札公告をした日

平成22年1月16日

2 平成22年度兵庫県警察車両用タイヤ及びチューブの購入並びに平成22年度兵庫県警察本部車両（普通車及び大型車）のタイヤ組替え及びパンク修理の単価契約

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア タイヤ 予定数量 4,500本

イ チューブ 予定数量 480本

ウ タイヤ組替え（普通車） 予定数量 1,600本

エ タイヤ組替え（大型車） 予定数量 150本

オ パンク修理 予定数量 70本

(2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地

兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

(3) 落札者を決定した日

平成22年2月24日

(4) 落札者の名称及び住所

株式会社福井タイヤ商会 姫路営業所 姫路市元塩町102

(5) 落札金額（消費税額を除く。）

別紙のとおり

(6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(7) 入札公告をした日

平成22年1月16日

別紙

平成22年度契約タイヤ及びチューブ種別等一覧表

ア タイヤ

番号	種 別		単価(円)
	対象車種等	サ イ ズ	
1	乗用車	T/L 145/80R13	4,670
2	乗用車	T/L 155/80R13	5,110
3	乗用車	T/L 165/80R13	5,330
4	乗用車	T/L 165/80R14	5,830
5	乗用車	T/L 185/80R14	6,760
6	乗用車	T/L 195/80R14	7,260
7	乗用車	T/L 155/70R13	4,950
8	乗用車	T/L 175/70R13	5,440
9	乗用車	T/L 185/70R13	5,830
10	乗用車	T/L 165/70R14	5,440
11	乗用車	T/L 175/70R14	5,830
12	乗用車	T/L 185/70R14	6,210
13	乗用車	T/L 195/70R14	6,760
14	乗用車	T/L 205/70R14	7,310
15	乗用車	T/L 205/70R15	7,750
16	乗用車	T/L 175/65R14	5,990
17	乗用車	T/L 185/65R14	6,430
18	乗用車	T/L 195/65R14	6,930
19	乗用車	T/L 165/65R15	5,990
20	乗用車	T/L 185/65R15	6,930
21	乗用車	T/L 195/65R15	7,590
22	乗用車	T/L 205/65R15	8,140
23	乗用車	T/L 215/65R15	8,690
24	乗用車	T/L 205/65R16	9,020
25	乗用車	T/L 215/65R16	9,840
26	乗用車	T/L 165/60R14	6,760
27	乗用車	T/L 195/60R15	7,750
28	乗用車	T/L 205/60R15	8,190
29	乗用車	T/L 215/60R16	9,480
30	乗用車	T/L 195/55R15	7,640
31	乗用車	T/L 205/55R16	9,570
32	乗用車	T/L 205/50R16	9,510
33	乗用車	T/L 215/45R17	12,590
34	クロカン	T/L 225/80R15 (4WD)	11,570
35	クロカン	T/L 235/70R16 (4WD)	12,450
36	クロカン	T/L 245/70R16 (4WD)	13,050
37	クロカン	T/L 275/70R16 (4WD)	13,990
38	バン・小型トラック	T/L 195/70R15 106/104L	10,630
39	バン・小型トラック	T/L 215/70R15 107/105L	11,460
40	バン・小型トラック	T/L 205/80R17.5 120/118L	13,270
41	バン・小型トラック	T/L 195/85R16 114/112L	12,230
42	バン・小型トラック	T/L 145R12-6P	4,730
43	バン・小型トラック	T/L 145R13-6P	5,220
44	バン・小型トラック	T/L 155R12-8P	5,660
45	バン・小型トラック	T/L 155R13-8P	5,940
46	バン・小型トラック	T/L 165R13-8P	6,320
47	バン・小型トラック	T/L 165R14-8P	6,870
48	バン・小型トラック	T/L 185R14-6P	7,310
49	バン・小型トラック	T/L 185R14-8P	7,590
50	バン・小型トラック	T/L 195R14-8P	8,580

番号	種 別		単価(円)
	対象車種等	サ イ ズ	
51	バン・小型トラック	T/L 195/80R15 107/105L	9,810
52	バン・小型トラック	T/L 205/85R16 117/115L	12,670
53	バン・小型トラック	T/L 215/80R15 112/110L	10,850
54	バン・小型トラック	T/T 700R15-12P	11,620
55	バン・小型トラック	T/T 700R16-12P	11,790
56	バン・小型トラック	T/T 750R16-10P	11,900
57	バス・トラック	T/T 750R18-14P	32,420
58	バス・トラック	T/T 750R20-12P	33,320
59	バス・トラック	T/T 825R16-14P	27,470
60	バス・トラック	T/L 225/90R17.5 127/125L	28,370
61	バス・トラック	T/L 245/70R19.5 136/134J	32,150
62	バス・トラック	T/L 9R19.5-14P	33,680
63	バス・トラック	T/L 11R22.5-16P	38,450
64	二 輪	T/L 110/80-17H	14,450
65	二 輪	T/L 140/80-17H	16,960
66	二 輪	T/L 120/70ZR17	18,780
67	二 輪	T/L 180/55ZR17	24,900
68	二 輪	T/L 120/60ZR17	16,060
69	二 輪	T/L 160/60ZR17	21,470
70	二 輪	T/L 110/70-17	13,160
71	二 輪	T/L 140/70-17	14,060
72	二 輪	T/L 275/14-35P	7,620
73	二 輪	T/L 275/14-41P	7,950
74	二 輪	T/L 350/10-51J	7,030
75	二 輪	T/L 100/90-10-56J	7,130
76	二 輪	T/L 110/70-12	6,860
77	二 輪	T/L 120/70-12	7,150
78	二 輪	T/L 90/90-10H	6,690
79	二 輪	T/L 300/10-42J	6,580
80	二 輪	T/T 225/17-4P	5,410
81	二 輪	T/T 250/17-4P	6,150
82	二 輪	T/T 300/16-4P	6,330

イ チューブ

番号	サ イ ズ	単価(円)
83	225-17	700
84	250-17	700
85	300-16	750
86	700-15	2,640
87	700-16	2,700
88	750-16	2,880
89	750-18	2,760
90	750-20	2,760
91	825-16	4,420

ウ タイヤ交換及びパンク修理

番号	内 容	種 別	単価(円)
92	組 替 え	普 通 車	1,600
93	組 替 え	大 型 車(前輪)	6,200
94	組 替 え	大 型 車(後輪)	2,600
95	パンク修理	普 通 車	2,000

(注) (1) 「対象車種等」欄の「T/L」はチューブレスタイヤを、「T/T」はチューブタイヤをそれぞれ示す。  
 (2) 単価は1本当たりとし、作業工賃を含み消費税相当額を除く。